

### 第35回定時株主総会について

第三セクターの鉄道会社である智頭急行株式会社では、2020年度の決算の承認等を付議する第35回定時株主総会について、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、株主様には当日のご来場はお控えいただき、「議決権行使書」の郵送等による議決権の事前行使をお願いしております。報道関係者様におかれましても、状況をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会の主な内容につきましては、12時頃にニュースリリースを行う予定です。また、14時30分頃には、取締役会において役付取締役を選任したうえで、会長、副会長、社長等の役付取締役の氏名及び社長挨拶についてニュースリリースを行うとともに、「第35期業務及び財務に関する資料」として第35期事業報告及び第1号議案の計算書類等の内容を弊社ホームページに掲載する予定ですので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。URL：[http://www.chizukyu.co.jp/chizukyu/company/kigyo\\_jyouho/](http://www.chizukyu.co.jp/chizukyu/company/kigyo_jyouho/)

#### 記

- 1 開催日時 2021年6月11日（金） 10時30分から
- 2 開催場所 智頭急行株式会社 本社会議室
- 3 目的事項
  - 報告事項 第35期事業報告について
  - 決議事項 第1号議案 第35期貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに損失処理計算書案の承認について
  - 第2号議案 取締役の任期満了に伴う取締役の選任について
  - 第3号議案 役員退職慰労金の支給について
  - その他 2020年度智頭線の輸送人員について

【参考】書面による議決権の行使関係の規定等

#### 会社法

（株主総会の招集の決定）

第298条 取締役（前条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主。次項本文及び次条から第三百二条までにおいて同じ。）は、株主総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株主総会の日時及び場所

二 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

4 取締役会設置会社においては、前条第四項の規定により株主が株主総会を招集するときを除き、第一項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

（書面による議決権の行使）

第311条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を株式会社に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入する。

#### 会社法施行規則

（書面による議決権行使の期限）

第69条 法第三百十一条第一項に規定する法務省令で定める時は、株主総会の日時の直前の営業時間の終了時（第六十三条第三号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号ロの特定の時）とする。

お 問 い 合 せ
総 務 部 総 務 企 画 課
電 話 0858-75-6600